

厚生労働省  
保険局長 濱谷 浩樹 殿

一般社団法人 日本精神科看護協会  
会長 吉川 隆 博



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

日本国内においても、感染ルートが把握できない罹患者が発生しており、市中感染拡大を前提とした対策強化は急務である。精神科医療機関においても、徹底した予防対策に努めているものの、退院調整に関しては、地域資源の活用や福祉サービスの利用等が必要となる治療プロセスの性質上、入院治療が延長することも予想される。さらに、治療環境自体が閉鎖的な環境という状況から、感染対策にあたる看護職員の負担は計り知れない。日本国内の感染拡大の防止し、国民の命と健康を守るために、下記事項について要望する。

### 記

1. 看護職員の出勤を確保するため、保育所や幼稚園、小学校等の一斉休校に対応して独自に医療機関で保育体制を整備した場合における経済的保障を求める。
2. 看護職員も国の感染症対策に伴い、通常の勤務形態で業務に携われないことが予想され、状況によっては一時的に入院基本料の施設基準を満たせない可能性がある。また、感染症対策に伴うさまざまな理由によって、入院患者の治療期間が延長されることも考えられる。令和2年2月14日に厚生労働省保険局から「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の通知が示されているが、感染拡大を防止するために実施した措置に関しては、診療報酬上の施設基準や算定要件について、柔軟な対応を要望する。
3. 感染防護用具（マスク、手袋、ガウン等）の確保・供給と、感染予防対策への財政的支援策を要望する。

以上